

## 規制シート(様式)

190194902100003

平成28年12月6日

規制の名称	通訳案内士の資格・試験	所管府省	国土交通省
根拠法令等	通訳案内士法(昭和24年法律第210号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	観光庁観光資源課長 蔵持 京治
規制目的	通訳案内士の制度を定め、その業務の適正な実施を確保することにより、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図り、もって国際観光の振興に寄与すること。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通訳案内士でない者は、報酬を得て外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内を行うことを業として行ってはならない。</li> <li>・通訳案内士の資格を取得するためには、観光庁長官が行う通訳案内士試験に合格し、都道府県知事の登録を受けなければならない。</li> </ul>	関連する予算	通訳ガイド制度の充実・強化(平成28年度予算20百万円)
規制の最近の改廃経緯	<p>通訳案内士の地域・言語面の偏在等を補完するため、地方公共団体が独自に行う研修を修了すれば、試験合格を要することなく、一定区域内に限り、有償ガイドを行うことを可能とする特例制度を創設し、これまで対象地域を順次拡大(※)。</p> <p>(※)総合特区法に基づく特例措置が平成24年度から施行されて以降、福島復興再生特措法、沖縄振興特措法、奄美群島振興開発特措法、小笠原諸島振興開発特措法、中心市街地活性化法、構造改革特別区域法においても同様の特例を措置。</p>	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	通訳案内士制度は、創設以来60年以上が経過し、訪日外国人旅行者の急増に伴い、絶対数が不足していることに加え、大都市部への偏在、英語への偏りがあり、多様化するニーズに対応できていない状況にあることから、訪日外国人の受入環境の充実を図る必要が生じたため。	規制の維持、改革又は新設の別	改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	「規制改革実施計画」(平成28年6月2日閣議決定)の内容を踏まえ、通訳案内士の業務独占規制を廃止し、名称独占のみ存続することにより、誰でも有償で通訳案内業務を行うことを可能とするとともに、通訳案内士の質の維持・向上を図るため、定期的な研修の受講を制度化する。また、これまで難問が多いとされていた試験について、通訳案内士の実務に即した内容とするよう見直しを行う。次期通常国会に法案提出予定。		
見直し条項	通訳案内士法第6条、36条等		
次の見直し時期	—		